

情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加するもの

1 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おおむね子ども・子育て支援法第六条に定める「子ども」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- イ 独自利用事務の目的が、対象者の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「子どもの健全な育成」、「育児の支援」、「幼児教育の振興（充実）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 保育所保育料の減免・免除に関する事務

イ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

ウ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。以下各項において同じ。

2 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百二十の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おおむね難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に定める「難病の患者」に該当する者又は不妊治療を行っている者若しくは行おうとする者（以下「難病患者等」という。）であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- イ 独自利用事務の目的が、難病患者等の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進」、「保健の向上」、「医療費の負担軽減」又はこれらに類す

る語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合
(経済的利益の移転)

事例：ア 難病患者の医療費助成に関する事務

イ 不妊治療費用の補助に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務